別 添

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、次のとおり総合評価（特別簡易拡大型（スマート型））一般競争入札（条件付）を実施する。

本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２の規定による総合評価落札方式により落札者を決定するものとし、その実施に当たっては、岡山県企業局建設工事総合評価落札方式＜拡大分＞試行要領（令和８年６月１日施行）の定めるところによるものとする。

なお、本件入札においては、岡山県企業局建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年６月１日施行）第３条第１項の規定による調査基準価格を設定している。

令和 8年 9月 3日

岡山県公営企業管理者　万代　洋士

１　工事の概要

案件番号	3300080821020260019	工事概要	ゲート制御盤の取替 ・２、３、４期フラップゲートキュービクル取替　一式 （油圧ユニット含む、電動機2.2kW 各１基） ・右岸舟通しゲートキュービクル取替　一式 （油圧ユニット含む、電動機5.5kW １基） ・左岸舟通しゲートキュービクル取替　一式 （油圧ユニット含む、電動機3.7kW １基）
工事番号	水島改良第６号		
工事名	西之浦潮止堰ゲート制御盤及び取水フラップゲート制御盤更新工事		
工事箇所	西之浦浄水場		
工事場所	倉敷市連島町西之浦地先他		
予定工期	本件入札による契約を締結した日から 令和10年 3月31日まで		

２　入札に参加することができる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

１　入札参加資格共通事項	「一般競争入札（条件付）公告共通事項（総合評価落札方式）」１のとおり
２　当該入札参加資格業種	機械器具設置工事
３　業者格付	ＡＡ又はＡ
４　経営事項審査評定値	－

５　営業所の所在地に関する条件

建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する営業所のうち、主たる営業所（建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を日本国内に有していること。

ただし、業者格付がＡの者にあっては、主たる営業所を岡山県内に有していること。

６　特定建設業許可に関する条件

建設業法第３条第１項の規定による特定建設業の許可（機械器具設置工事に係るものに限る。）を有していること。

７　施工実績に関する条件

1)　平成23年度以降に元請負人として、県内において、国、岡山県（岡山県が出資し、又は出えんする公社及び事業団を含む。）又は県内市町村から発注された請負金額が5000万円以上の機械器具設置工事（平成23年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。

2)　岡山県が発注した機械器具設置工事のうち、令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年４月１日施行）及び岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年１月１日施行）による評定点の平均点が、65点未満でないこと。

８　配置技術者に関する条件

次の条件を満たす建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という（建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を含む。以下８において同じ。）。）を本件工事に専任で配置することができること。なお、同条第３項の規定に該当しない場合にあっては、専任であることを要しない。

1)　本件工事の入札参加資格確認申請日以前に３月以上の雇用関係があること。

2)　監理技術者にあっては、機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

なお、工場での製作過程において同一工場内で他の同様の工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合において、工場製作のみが行われている期間は、専任であることを要しない。

また、現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入及び仮設工事等を含む。以下同じ。）の着手は、令和９年10月下旬以降を予定していることから、工場製作と現場施工で異なる監理技術者等を配置する場合であって、現場施工に係る監理技術者等が入札参加資格確認申請時において他の工事に監理技術者等として従事中のときは、従事中の工事に係る工期の終期が令和９年10月20日以前である場合に限り、配置予定技術者とすることができる（実施工程については、本件工事に係る請負契約の締結後に請負者が定め、適正に技術者を配置すること。）。この場合においては、それぞれの配置予定技術者について配置予定技術者調書（別記様式２－２）を提出すること。

なお、工場製作と現場施工で同一の監理技術者等を配置する場合においては、入札参加資格確認申請時において他の工事に従事中の監理技術者等は、従事中の工事が監理技術者等の専任が必要とされる工事である場合は従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前であるとき又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかであるとき、従事中の工事が監理技術者等の専任が必要とされない工事である場合は従事中の工事に係る工期の終期が令和９年10月20日以前であるときに限り、配置予定技術者とすることができる。

また、本件工事には、建設業法第26条第３項第１号に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

1) 本件工事と兼務する工事の請負代金の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）がそれぞれ１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

2) 同一の主任技術者又は監理技術者を配置する工事が２件に限ること。

3) その他建設業法第26条第３項第１号に規定する要件を全て満たすこと。

なお、本件工事には、建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

1) 監理技術者補佐は、建設業法その他関係法令に定める要件を全て満たすこと。

2) 同一の特例監理技術者を配置する工事（２件に限る。）の場所が、同一の県民局の管内（地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所の管内にあること。

ただし、建設業法第26条第３項第１号に規定する主任技術者又は監理技術者に係る特例と特例監理技術者に係る特例とを併用することはできない。

9　その他

－

3　入札手続等

手　続　等	期　間　・　期　日	場　所　・　方　法　等
1) 施工実績調書及び配置予定技術者調書の配布	令和 8年 9月 3日から 令和 8年 9月18日まで	入札情報公開システムからダウンロードすること。
2) 入札参加資格確認申請書の作成及び提出	令和 8年 9月 3日午前９時から 令和 8年 9月18日午後４時まで	電子入札システムによる。
3) 施工実績調書及び配置予定技術者調書の提出	令和 8年 9月 3日午前９時から 令和 8年 9月18日午後４時まで	電子入札システムによる。
4) 資格確認書の配布	令和 8年 9月 3日から 令和 8年10月 2日まで	入札情報公開システムからダウンロードすること。
5) 技術資料及び関係書類の配布	令和 8年 9月 3日から 令和 8年10月 2日まで	入札情報公開システムからダウンロードすること。
6) 設計図書等の閲覧等	令和 8年 9月 3日から 令和 8年10月 2日まで	入札情報公開システムからダウンロードすること。
7) 設計図書等への質問の受付	令和 8年 9月 3日から 令和 8年 9月15日まで の午前９時から午後４時まで	方　法：電子入札システム又はファックス
	注）ファックスの送信先	場　所：岡山県企業局施設課 宛　先：086-223-2584
8) 回答書の閲覧	回答可能となった日から 令和 8年10月 2日まで	入札情報公開システム
9) 入札の受付	令和 8年10月 1日午前 9時00分から 令和 8年10月 5日午前10時00分まで	電子入札システムによる。 入札価格の内訳書及び自己採点表を併せて提出するとともに、電子くじ用のくじ番号を入力すること。
10) 開札	令和 8年10月 5日午前10時00分	岡山県岡山市中区古京町１－７－３６ 岡山県企業局　会議室
11) 資格確認書及び資格確認書類の提出（契約担当者が提出を求めた者に限る。）	開札日以降で契約担当者が指定する日時まで	場　所：〒703-8278 岡山県岡山市中区古京町１－７－３６ 岡山県企業局総務企画課 方　法：持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）
12) 技術資料及び関係書類の提出（契約担当者が提出を求めた者に限る。）	開札日以降で契約担当者が指定する日時まで	場　所：〒703-8278 岡山県岡山市中区古京町１－７－３６ 岡山県企業局施設課 方　法：持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）
13) 入札結果及び総合評価結果の公表	落札者を決定した日の翌日以降	入札情報公開システム
14) 入札参加資格がないとされた理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して３日以内	場　所：岡山県企業局総務企画課 方　法：ファックス 宛　先：086-223-2584
15) 入札参加資格がないとされた者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して３日以内	方　法：ファックス

16) 落札者として選定されなかった理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して３日以内	場　所： 岡山県企業局総務企画課 方　法： ファックス 宛　先： 086-223-2584
17) 落札者として選定されなかった者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して３日以内	方　法： ファックス

注）１　上記のうちインターネットによる手続によらない場合及び7)において電子入札システムを利用する場合の期間については、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。
２　電子入札システム及び入札情報公開システム（岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト）
https://www.e-okayama.t-elbs.jp/
３　12)の提出に当たっては、提出者の商号又は名称、本件工事等の名称及び入札日を記載した封筒に封入して１部提出すること。

４　総合評価落札方式に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準

技術資料等の内容に応じて、次の評価項目及び評価基準に基づき得点を与える。また、(3)イの専任指導技術者を配置申請した場合は、②の項目については、専任指導技術者について評価を行う。

	評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式
①企業の施工実績	平成23年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	出力２．７５ｋW以上の電動機を備えた油圧ユニット（ダム、堰又は水門のゲート用開閉装置に使用されるものに限る。）の新設又は更新を含む工事の元請け実績あり	2.0	/2.0	別記様式1-2
		出力２．７５ｋW未満の電動機を備えた油圧ユニット（ダム、堰又は水門のゲート用開閉装置に使用されるものに限る。）の新設又は更新を含む工事の元請け実績あり	1.0		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	岡山県が発注した機械器具設置工事のうち、令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に完成させた請負金額が1000万円以上の工事がある場合、それらの工事についての岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年４月１日施行）及び岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年１月１日施行）による評定点の平均点	77点以上	2.0	/2.0	
		74点以上　77点未満	1.0		
		74点未満又は実績なし	0.0		
	小計			/4.0	
②配置予定技術者の能力	保有する資格	技術士（本件工事の監理技術者になり得る部門に限る。）の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	別記様式2-2
		技術士（本件工事の監理技術者になり得る部門に限る。）の資格取得後５年以上	0.5		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	平成23年度以降に発注された同種工事を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	監理技術者又は主任技術者として出力２．７５ｋW以上の電動機を備えた油圧ユニット（ダム、堰又は水門のゲート用開閉装置に使用されるものに限る。）の新設又は更新を含む工事を施工した実績あり	2.0	/2.0	
		監理技術者又は主任技術者として出力２．７５ｋW未満の電動機を備えた油圧ユニット（ダム、堰又は水門のゲート用開閉装置に使用されるものに限る。）の新設又は更新を含む工事を施工した実績あり	1.0		
		現場代理人として出力２．７５ｋW以上の電動機を備えた油圧ユニット（ダム、堰又は水門のゲート用開閉装置に使用されるものに限る。）の新設又は更新を含む工事を全期間にわたり施工した実績あり（監理技術者又は主任技術者を兼務した場合を除く。）	1.0		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		

	岡山県が発注した工事のうち、令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に監理技術者又は主任技術者として完成させた請負金額が1000万円以上の工事がある場合、それらの工事についての岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年４月１日施行）及び岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年１月１日施行）による評定点の平均点	77点以上	2.0	/2.0	
		74点以上　77点未満	1.0		
		74点未満又は実績なし	0.0		
	小計			/5.0	
③地域貢献	主たる営業所の所在地	岡山県内	2.0	/2.0	
		上記以外の場所	0.0		
	開札日現在有効な岡山県、岡山県内の国の関係機関又は市町村（関係機関を含む。）との防災協定の締結の有無	指定防災協定以外の防災協定を締結している。	1.0	/1.0	別記様式3-2
		なし	0.0		
	小計			/3.0	
合計				/12.0	

注）　評価項目「開札日現在有効な岡山県、岡山県内の国の関係機関又は市町村（関係機関を含む。）との防災協定の締結の有無」における「指定防災協定」及び「指定防災協定以外の防災協定」については、次のとおりとする。

◎　「指定防災協定」

- 指定防災協定なし

◎　「指定防災協定以外の防災協定」（次のいずれかに該当するものとする。）

- 指定防災協定以外の岡山県との防災協定
- 岡山県内の国の関係機関との防災協定
- 岡山県内の市町村（関係機関を含む。）との防災協定

(2)　落札者決定方法

イ　入札を適正に行った者に対しては、標準点を与え、さらに、自己採点表（別記様式第11号）に記載された得点（以下「自己採点得点」という。）を加算点として与える。

なお、標準点は100点（岡山県企業局建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年６月１日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者については、85点）とし、加算点の最高点数は15点とする。（加算点は、自己採点得点の合計を15点満点に換算する。）

ロ　契約担当者は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第８号）第137条第１項に規定する予定価格の制限の範囲内の入札価格で入札を行った者のうち、イによって得られた標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「仮評価値」という。）が最も高い者について、技術資料等の内容により採点する。

ハ　契約担当者が採点した得点が、自己採点表に記載された得点に満たない項目については、契約担当者が採点した得点の２分の１に相当する点数を得点として算定する。

ニ　ハにより算定された得点を用いてイの例により得られた標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）が、他の入札者の仮評価値よりも高い場合は、当該入札者を落札候補者とする。

なお、評価値が他の入札者の仮評価値以下となった場合においては、他の入札者のうち仮評価値が最も高い入札者について評価値を算出し、他の入札者の仮評価値（評価値を算出した者については評価値）と比較し、以下落札候補者が決定するまで繰り返すものとする。

ホ　ニにかかわらず、岡山県企業局建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格を下回る入札を行った者がある場合は、当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ヘ　技術資料等の提出を求めることが可能な入札参加者が１者のみである場合は、契約担当者は、当該入札参加者に対し当該技術資料等の提出を求めることなく、契約担当者による採点を省略して落札者を決定することがある。

(3)　専任指導技術者の配置

イ　入札参加者は、監理技術者等が開札日現在において45歳以下の場合、監理技術者等及び監理技術者補佐とは別に、監理技術者等を指導補助する技術者（以下「専任指導技術者」という。）の配置を、監理技術者等と組み合わせた上で申請することができる。

ロ　専任指導技術者は、２の８に掲げる監理技術者等が求められる要件を全て満たすこと。また、監理技術者を指導補助する専任指導技術者は、当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

ハ　専任指導技術者の配置を申請する場合は、配置予定技術者調書（別記様式２－２）に必要事項を記載するとともに、当該記載事項を証明する書類を添付すること。

ニ　配置予定技術者調書（別記様式２－２）を提出する時に専任指導技術者を特定できない場合には、複数（配置予定技術者として申請した監理技術者等の人数にかかわらず３名まで）の専任指導技術者の配置を、監理技術者等と組み合わせた上で申請することができる。

ホ　本件工事に係る請負契約の締結後は、配置予定技術者調書（別記様式２－２）に専任指導技術者として記載した者のうちから専任指導技術者を配置すること（現場代理人等の指名通知書と併せて専任指導技術者配置届を提

出すること。）。

ヘ　専任指導技術者は、本件工事に専任で配置するものとし、監理技術者等の配置が必要とされる全期間にわたり監理技術者等を指導補助すること。ただし、監理技術者等の専任が必要とされない期間においては、専任指導技術者についても専任であることを要しない。

ト　病休、死亡、退職等特別な理由以外により配置予定技術者調書（別記様式２－２）に記載した専任指導技術者を配置することができない場合は、本件工事に係る工事成績評定を３点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合がある（契約の締結前にあっては、契約を締結しないこととするとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。）。

チ　専任指導技術者が監理技術者等を適切に指導補助することができないと認められる場合は、専任指導技術者としての要件を満たさないと判断し、総合評価における配置予定技術者の能力に関する評価項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績の平均点」について、評価を行わない（０点とする。）。

リ　専任指導技術者の配置を申請した場合において、次の①又は②に該当する者があるときは、当該者に係る組合せの配置の申請を無効とし、全ての監理技術者等に専任指導技術者の配置を申請した場合であって当該監理技術者等と当該専任指導技術者の全ての組合せに次の①又は②に該当する者があるときは、当該申請に係る入札を無効とし、当該入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

①　開札日現在において45歳以下であることを確認することができない監理技術者等

②　ロの要件を満たすことを確認することができない専任指導技術者

(4)　評価内容の担保

病休、死亡、退職等特別な理由により配置予定技術者調書（別記様式２－２）に記載した配置予定技術者が工期の途中で交代した場合は、交代後の配置技術者について、改めて４(1)の表の②の項目について評価を行うものとし、当該評価による得点の小計が配置予定技術者調書（別記様式２－２）に記載した配置予定技術者のこれに相当する得点の小計未満となったときは、工事成績評定を２点減ずる。２回目以降の交代の場合も同様とするが、再度の減点は行わないものとする（専任指導技術者を配置した場合は、専任指導技術者についても同様に取り扱う。）。

(5)　配置予定技術者の能力について

複数の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請を行う場合は、それぞれの配置予定技術者について配置予定技術者調書（別記様式２－２）を提出すること。この場合において、４(1)の表の②の項目については、配置予定技術者のうち小計が最も低い者について評価する。なお、専任指導技術者の配置を申請した場合は、同表の②の項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績評定点の平均点」については、当該専任指導技術者として申請した者について評価する。

5　契約の締結

落札者の決定から本件工事に係る請負契約を締結するまでの間に、落札者が、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）又は岡山県企業局建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年８月１日施行）に基づく指名停止の措置を受けたとき、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年２月１日施行）に基づく指名除外の措置を受けたとき、建設業法第28条第３項若しくは第５項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。）を受けたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき（更生手続開始の決定を受けているときを除く。）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき（再生手続開始の決定を受けているときを除く。）又は本件入札に関し岡山県企業局談合情報対応マニュアル（平成16年６月１日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る契約を締結しない。

6　契約担当者

岡山県公営企業管理者　万代　洋士

7　契約条項を示す場所

〒703-8278

岡山県岡山市中区古京町１－７－３６

岡山県企業局総務企画課　　電話　086-226-7543

8　その他

この公告に定めのない事項については、「一般競争入札（条件付）公告共通事項（総合評価落札方式）」で定めるところによる。

別 添

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、次のとおり総合評価（特別簡易型）一般競争入札（条件付）を実施する。

本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２の規定による総合評価落札方式により落札者を決定するものとし、その実施に当たっては、岡山県建設工事総合評価落札方式要領（平成19年６月１日施行）の定めるところによるものとする。

なお、本件入札においては、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年６月１日施行）第３条第１項の規定による調査基準価格を設定している。

令和 8年 9月 2日

岡山県備前県民局長　千田　元久

１　工事の概要

案件番号	3300811813320260028	工事概要	・揚水機製作・据付工事　１式 片吸込多段渦巻ポンプ 口径φ１５０mm　N＝２台 全揚程１００m ・電動機更新　N＝２台 ・弁類更新　１式 ・電気設備更新　１式
工事番号	302－ 1－ 7　 302－ 1－ 7		
工事名	畑作等促進整備事業 笹ヶ瀬下流地区 楢津揚水機更新工事		
路河川名	笹ヶ瀬下流地区		
工事場所	岡山市北区楢津		
予定工期	本件入札による契約を締結した日から 令和11年 3月30日まで		

２　入札に参加することができる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

１　入札参加資格共通事項	「一般競争入札（条件付）公告共通事項（総合評価落札方式）」１のとおり
２　当該入札参加資格業種	機械器具設置工事
３　業者格付	ＡＡ又はＡ
４　経営事項審査評定値	－

５　営業所の所在地に関する条件

建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する営業所のうち、主たる営業所（建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を日本国内に有していること。ただし、業者格付がＡの者にあっては、主たる営業所を岡山県内に有していること。

６　特定建設業許可に関する条件

建設業法第３条第１項の規定による特定建設業の許可（機械器具設置工事に係るものに限る。）を有していること。

７　施工実績に関する条件

1)　平成23年度以降に元請負人として、日本国内において、国、都道府県（都道府県が出資し、又は出えんする公社及び事業団を含む。）又は市町村から発注された、全揚程50m以上の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）の製作から現場据付までの工事（平成23年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。

2)　岡山県が発注した機械器具設置工事のうち、令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年１月１日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年４月１日施行）による評定点の平均点が、70点未満でないこと。

８　配置技術者に関する条件

次の条件を満たす建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という（建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を含む。以下８において同じ。））。）を本件工事に専任で配置することができること。なお、同条第３項の規定に該当しない場合にあっては、専任であることを要しない。

1)　本件工事の入札参加資格確認申請日以前に３月以上の雇用関係があること。

2)　監理技術者にあっては、機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

3)　監理技術者等（監理技術者補佐を除く。以下3)において同じ。）は、平成23年度以降に、日本国内において揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）を現場据付する工事（平成23年度以降に発注されたものに限る。以下3)において「同種工事」という。）を施工した経験を有しているものであること。ただし、工場製作と現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入及び仮設工事等を含む。以下同じ。）において異なる監理技術者等を配置する場合は、工場製作に係る監理技術者等にあっては同種工事を施工した経験は要しない。

なお、工場での製作過程において同一工場内で他の同様の工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合において、工場製作のみが行われている期間は、専任であることを要しない。

また、現場施工の着手は、令和10年９月上旬以降を予定していることから、工場製作と現場施工で異なる監理技術者等を配置する場合であって、現場施工に係る監理技術者等が入札参加資格確認申請時において他の工事に監理技術者等として従事中のときは、従事中の工事に係る工期の終期が令和10年８月31日以前である場合に限り、配置予定技術者とすることができる（実施工程については、本件工事に係る請負契約の締結後に請負者が定め、適正に技術者を配置すること。）。この場合においては、それぞれの配置予定技術者について配置予定技術者調書（別記様式２）を提出すること。

なお、工場製作と現場施工で同一の監理技術者等を配置する場合においては、入札参加資格確認申請時において他の工事に従事中の監理技術者等は、従事中の工事が監理技術者等の専任が必要とされる工事である場合は従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前であるとき又は従事中の工事に係る完成を

確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかであるとき、従事中の工事が監理技術者等の専任が必要とされない工事である場合は従事中の工事に係る工期の終期が令和10年８月31日以前であるときに限り、配置予定技術者とすることができる。

また、本件工事には、建設業法第26条第３項第１号に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

1) 本件工事と兼務する工事の請負代金の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）がそれぞれ１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。
2) 同一の主任技術者又は監理技術者を配置する工事が２件に限ること。
3) その他建設業法第26条第３項第１号に規定する要件を全て満たすこと。

なお、本件工事には、建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

1) 監理技術者補佐は、建設業法その他関係法令に定める要件を全て満たすこと。
2) 同一の特例監理技術者を配置する工事（２件に限る。）の場所が、同一の県民局の管内（地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所の管内にあること。

ただし、建設業法第26条第３項第１号に規定する主任技術者又は監理技術者に係る特例と特例監理技術者に係る特例とを併用することはできない。

9 その他

－

3 入札手続等

手続等	期間・期日	場所・方法等
1) 施工実績調書及び配置予定技術者調書の配布	令和 8年 9月 2日から 令和 8年 9月17日まで	岡山県電子入札共同利用システムポータルサイトの「団体個別情報」のページからダウンロードすること。
2) 入札参加資格確認申請書の作成及び提出	令和 8年 9月 2日午前９時から 令和 8年 9月17日午後４時まで	電子入札システムによる。
3) 施工実績調書及び配置予定技術者調書の提出	令和 8年 9月 2日午前９時から 令和 8年 9月17日午後４時まで	電子入札システムによる。
4) 資格確認書の配布	令和 8年 9月 2日から 令和 8年 9月28日まで	岡山県電子入札共同利用システムポータルサイトの「団体個別情報」のページからダウンロードすること。
5) 技術資料及び関係書類の配布	令和 8年 9月 2日から 令和 8年 9月28日まで	入札情報公開システムからダウンロードすること。
6) 設計図書等の閲覧等	令和 8年 9月 2日から 令和 8年 9月28日まで	入札情報公開システムからダウンロードすること。
7) 設計図書等への質問の受付	令和 8年 9月 2日から 令和 8年 9月10日まで の午前９時から午後４時まで	方　法：電子入札システム又はファックス
	注）ファックスの送信先	場　所：岡山県備前県民局農林水産事業部農地農村整備第二課 宛　先：086-224-2862
8) 回答書の閲覧	回答可能となった日から 令和 8年 9月28日まで	入札情報公開システム
9) 入札の受付	令和 8年 9月25日午前 9時00分から 令和 8年 9月29日午前10時00分まで	電子入札システムによる。 入札価格の内訳書及び自己採点表を併せて提出するとともに、電子くじ用のくじ番号を入力すること。
10) 開札	令和 8年 9月29日午前10時00分	岡山県岡山市北区弓之町６－１ 岡山県備前県民局入札室
11) 資格確認書及び資格確認書類の提出（契約担当者が提出を求めた者に限る。）	開札日以降で契約担当者が指定する日時まで	場　所：〒700-8604 岡山県岡山市北区弓之町６－１ 岡山県備前県民局地域政策部総務課 方　法：持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）
12) 技術資料及び関係書類の提出（契約担当者が提出を求めた者に限る。）	開札日以降で契約担当者が指定する日時まで	場　所：〒700-8604 岡山県岡山市北区弓之町６－１ 岡山県備前県民局農林水産事業部農地農村整備第二課第二班 方　法：持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）
13) 入札結果及び総合評価結果の公表	落札者を決定した日の翌日以降	入札情報公開システム
14) 入札参加資格がないとされた理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して３日以内	場　所：岡山県備前県民局地域政策部総務課 方　法：ファックス 宛　先：086-225-2549
15) 入札参加資格がないとされた者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して３日以内	方　法：ファックス
16) 落札者として選定されなかった理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して３日以内	場　所：岡山県備前県民局地域政策部総務課 方　法：ファックス 宛　先：086-225-2549
17) 落札者として選定されなかった者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して３日以内	方　法：ファックス

注）１　上記のうちインターネットによる手続によらない場合及び7)において電子入札システムを利用する場合の期間については、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。
２　電子入札システム及び入札情報公開システム（岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト）
https://www.e-okayama.t-elbs.jp/
３　12)の提出に当たっては、提出者の商号又は名称、本件工事等の名称及び入札日を記載した封筒に封入して１部提出すること。

4　総合評価落札方式に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準

技術資料等の内容に応じて、次の評価項目及び評価基準に基づき得点を与える。なお、工場製作と現場施工で異なる監理技術者等を配置する場合は、②の項目については、現場施工に係る配置予定技術者について評価を行う。

また、(3)イの専任指導技術者を配置申請した場合は、②の項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績評定点の平均点」については、専任指導技術者について評価を行う。

	評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式
①企業の施工実績	平成23年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	全揚程１００m以上の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）の製作から現場据付までの工事の元請け実績あり	3.0	/3.0	別記様式1-2
		全揚程８８m以上の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）の製作から現場据付までの工事の元請け実績あり	2.0		
		全揚程７５m以上の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）の製作から現場据付までの工事の元請け実績あり	1.0		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	岡山県が発注した機械器具設置工事のうち、令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に完成させた請負金額が1000万円以上の工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年１月１日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年４月１日施行）による評定点の平均点	80点以上	3.0	/3.0	
		78.5点以上　80点未満	2.5		
		77点以上　78.5点未満	2.0		
		74点以上　77点未満	1.5		
		74点未満又は実績なし	0.0		
	小計			/6.0	
②配置予定技術者の能力	保有する資格	技術士（本件工事の監理技術者になり得る部門に限る。）の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	別記様式2-2
		技術士（本件工事の監理技術者になり得る部門に限る。）の資格取得後５年以上	0.5		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	平成23年度以降に発注された同種工事を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	監理技術者又は主任技術者として全揚程１００m以上の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）を現場据付する工事を施工した実績あり	4.0	/4.0	
		監理技術者又は主任技術者として全揚程５０m以上の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）を現場据付する工事を施工した実績あり	3.0		
		監理技術者又は主任技術者として全揚程５０m未満の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）を現場据付する工事を施工した実績あり	2.0		
		現場代理人として全揚程１００m以上の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）を現場据付する工事を全期間にわたり施工した実績あり（監理技術者又は主任技術者を兼務した場合を除く。）	2.0		
		現場代理人として全揚程１００m未満の揚（用）排水ポンプ（陸上ポンプに限る。）を現場据付する工事を全期間にわたり施工した実績あり（監理技術者又は主任技術者を兼務した場合を除く。）	1.0		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	岡山県が発注した工事のうち、令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に監理技術者又は主任技術者として完成させた請負金額が1000万円以上の工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年１月１日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年４月１日施行）による評定点の平均点	80点以上	5.0	/5.0	
		78.5点以上　80点未満	4.0		
		77点以上　78.5点未満	3.0		
		74点以上　77点未満	2.5		
		74点未満又は実績なし	0.0		
	小計			/10.0	

③企業の体制・地域貢献・担い手確保	開札日現在有効なISO9001の認定取得の有無		ISO9001を取得	1.0	/1.0	別記様式3-1
			なし	0.0		
	主たる営業所の所在地		岡山県内	2.0	/2.0	
			上記以外の場所	0.0		
	開札日現在有効な岡山県、岡山県内の国の関係機関又は市町村（関係機関を含む。）との防災協定の締結の有無		指定防災協定以外の防災協定を締結している。	1.0	/1.0	別記様式3-2
			なし	0.0		
	アからウまでの項目の中から最大で2項目を選択	ア　開札日現在有効なISO14001の認定取得の有無	ISO14001を取得	1.0	/2.0	別記様式3-4
			なし	0.0		
		イ　若手技術者又は女性技術者の雇用の有無	40歳未満の技術者又は女性技術者（年齢制限なし）を２人以上雇用	1.0		別記様式3-6
			40歳未満の技術者又は女性技術者（年齢制限なし）を１人雇用	0.5		
			上記のいずれにも該当しない。	0.0		
		ウ　岡山県が発注した工事のうち、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に完成させ、月単位の週休２日又は完全週休２日（土日）を達成した工事実績（岡山県がその達成を証する証明書を交付したものに限る。）の有無	月単位の週休２日又は完全週休２日（土日）を達成した工事実績が２件以上あり	1.0		別記様式3-7
			月単位の週休２日又は完全週休２日（土日）を達成した工事実績が１件あり	0.5		
			上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	小計				/6.0	
合計					/22.0	

注）　評価項目「開札日現在有効な岡山県、岡山県内の国の関係機関又は市町村（関係機関を含む。）との防災協定の締結の有無」における「指定防災協定」及び「指定防災協定以外の防災協定」については、次のとおりとする。

◎　「指定防災協定」

・　指定防災協定なし

◎　「指定防災協定以外の防災協定」（次のいずれかに該当するものとする。）

・　指定防災協定以外の岡山県との防災協定

・　岡山県内の国の関係機関との防災協定

・　岡山県内の市町村（関係機関を含む。）との防災協定

(2)　落札者決定方法

イ　入札を適正に行った者に対しては、標準点を与え、さらに、自己採点表（別記様式第11号）に記載された得点（以下「自己採点得点」という。）を加算点として与える。

なお、標準点は100点（岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年６月１日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者については、75点）とし、加算点の最高点数は25点とする。（加算点は、自己採点得点の合計を25点満点に換算する。）

ロ　契約担当者は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第８号）第137条第１項に規定する予定価格の制限の範囲内の入札価格で入札を行った者のうち、イによって得られた標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「仮評価値」という。）が最も高い者について、技術資料等の内容により採点する。

ハ　契約担当者が採点した得点が、自己採点表に記載された得点に満たない項目については、契約担当者が採点した得点の２分の１に相当する点数を得点として算定する。

ニ　ハにより算定された得点を用いてイの例により得られた標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）が、他の入札者の仮評価値よりも高い場合は、当該入札者を落札候補者とする。

なお、評価値が他の入札者の仮評価値以下となった場合においては、他の入札者のうち仮評価値が最も高い入札者について評価値を算出し、他の入札者の仮評価値（評価値を算出した者については評価値）と比較し、以下落札候補者が決定するまで繰り返すものとする。

ホ　ニにかかわらず、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格を下回る入札を行った者がある場合は、当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ヘ　技術資料等の提出を求めることが可能な入札参加者が１者のみである場合は、契約担当者は、当該入札参加者に対し当該技術資料等の提出を求めることなく、契約担当者による採点を省略して落札者を決定することがある。

(3)　専任指導技術者の配置

イ　入札参加者は、監理技術者等が開札日現在において45歳以下の場合、監理技術者等及び監理技術者補佐とは別に、監理技術者等を指導補助する技術者（以下「専任指導技術者」という。）の配置を、監理技術者等と組み合わせた上で申請することができる。

ロ　専任指導技術者は、２の８に掲げる監理技術者等が求められる要件を全て満たすこと。また、監理技術者を指導補助する専任指導技術者は、当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

ハ　専任指導技術者の配置を申請する場合は、配置予定技術者調書（別記様式２－２）に必要事項を記載するとともに、当該記載事項を証明する書類を添付すること。

ニ　配置予定技術者調書（別記様式２－２）を提出する時に専任指導技術者を特定できない場合には、複数（配置予定技術者として申請した監理技術者等の人数にかかわらず３名まで）の専任指導技術者の配置を、監理技術者等と組み合わせた上で申請することができる。

ホ　本件工事に係る請負契約の締結後は、配置予定技術者調書（別記様式２－２）に専任指導技術者として記載した者のうちから専任指導技術者を配置すること（現場代理人等の指名通知書と併せて専任指導技術者配置届を提出すること。）。

ヘ　専任指導技術者は、本件工事に専任で配置するものとし、監理技術者等の配置が必要とされる全期間にわたり監理技術者等を指導補助すること。ただし、監理技術者等の専任が必要とされない期間においては、専任指導技術者についても専任であることを要しない。

ト　病休、死亡、退職等特別な理由以外により配置予定技術者調書（別記様式２－２）に記載した専任指導技術者を配置することができない場合は、本件工事に係る工事成績評定を３点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合がある（契約の締結前にあっては、契約を締結しないこととするとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。）。

チ　専任指導技術者が監理技術者等を適切に指導補助することができないと認められる場合は、専任指導技術者としての要件を満たさないと判断し、総合評価における配置予定技術者の能力に関する評価項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績の平均点」について、評価を行わない（０点とする。）。

リ　専任指導技術者の配置を申請した場合において、次の①又は②に該当する者があるときは、当該者に係る組合せの配置の申請を無効とし、全ての監理技術者等に専任指導技術者の配置を申請した場合であって当該監理技術者等と当該専任指導技術者の全ての組合せに次の①又は②に該当する者があるときは、当該申請に係る入札を無効とし、当該入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

①　開札日現在において45歳以下であることを確認することができない監理技術者等

②　ロの要件を満たすことを確認することができない専任指導技術者

(4)　評価内容の担保

病休、死亡、退職等特別な理由により配置予定技術者調書（別記様式２－２）に記載した配置予定技術者が工期の途中で交代した場合は、交代後の配置技術者について、改めて４(1)の表の②の項目について評価を行うものとし、当該評価による得点の小計が配置予定技術者調書（別記様式２－２）に記載した配置予定技術者のこれに相当する得点の小計未満となったときは、工事成績評定を２点減ずる。２回目以降の交代の場合も同様とするが、再度の減点は行わないものとする（専任指導技術者を配置した場合は、専任指導技術者についても同様に取り扱う。）。

(5)　配置予定技術者の能力について

複数の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請を行う場合は、それぞれの配置予定技術者について配置予定技術者調書（別記様式２－２）を提出すること。この場合において、４(1)の表の②の項目については、配置予定技術者のうち小計が最も低い者について評価する。なお、専任指導技術者の配置を申請した場合は、同表の②の項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績評定点の平均点」については、当該専任指導技術者として申請した者について評価する。

5　契約の締結

落札者の決定から本件工事に係る請負契約を締結するまでの間に、落札者が、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止の措置を受けたとき、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年２月１日施行）に基づく指名除外の措置を受けたとき、建設業法第28条第３項若しくは第５項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。）を受けたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき（更生手続開始の決定を受けているときを除く。）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき（再生手続開始の決定を受けているときを除く。）又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成７年６月１日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る契約を締結しない。

6　契約担当者

岡山県備前県民局長　千田　元久

7　契約条項を示す場所

〒700-8604

岡山県岡山市北区弓之町６－１

岡山県備前県民局地域政策部総務課　　電話　086-233-9802

8　その他

この公告に定めのない事項については、「一般競争入札（条件付）公告共通事項（総合評価落札方式）」で定めるところによる。